平成２４年（フ）第５３０７号
東京都千代田区東神田１丁目11―７―402
債務者　江良　真美
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４７２号
東京都葛飾区水元２丁目14―５
債務者　清水　静枝
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４７３号
東京都練馬区南田中１丁目７―９
債務者　田中　友里
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４７号
川崎市高津区明津89番地１　カーサしらい２号棟105
債務者　切替　正典
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１６０号
さいたま市中央区大戸５丁目25番４号　パークハイム三和１―102
破産者　宮内　節子
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２００号
さいたま市中央区新中里４丁目14番26号　ラスター与野106号
破産者　川村　　勉
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２１９号
埼玉県北足立郡伊奈町本町１丁目445番地２
破産者　熊井　秀貢
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２２０号
埼玉県北足立郡伊奈町本町１丁目445番地２
破産者　熊井多恵子
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６３０号
札幌市東区北９条東９丁目１番11―603号、申立時の住所札幌市北区麻生町２丁目６番25号　ＭＫ87―402号
破産者　桜井　幸晴
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２０２号
札幌市東区伏古９条１丁目７番６号
破産者　安藤　　徹
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８５８号
札幌市豊平区平岸５条13丁目５番35号コーポうるわしＣ―７号、申立時の住所北海道石狩市花川南２条６丁目58番地
破産者　塩見　晃一
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６２９号
札幌市豊平区平岸５条７丁目７番30―205号
破産者　河部　禮子
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３６号
札幌市清田区北野７条４丁目９番18―205号
破産者　杉中　美枝
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７２３号
札幌市西区発寒12条11丁目３番20号
破産者　高橋　健一
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９８７号
仙台市青葉区立町25番５―301号
破産者　関谷順子こと　李　　祥順
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０６号
宮城県塩竈市白萩町３番12号　伸栄ビルＥ号３階、開始決定時の住所仙台市宮城野区中野字柳原16番地の12　ベルメゾン中野栄103
破産者　渡邊　　豪
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３７号
宮城県名取市ゆりが丘２丁目９番地の16
破産者　中江　千恵（旧姓渡部）
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６号
山形県南陽市宮内3459番地の６、前住所山形県南陽市宮内938番地の３
破産者　鈴木　弘美
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部